

## 【表紙】

|                                          |                         |
|------------------------------------------|-------------------------|
| 【提出書類】                                   | 訂正有価証券届出書               |
| 【提出先】                                    | 関東財務局長殿                 |
| 【提出日】                                    | 平成30年4月24日提出            |
| 【発行者名】                                   | 三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社 |
| 【代表者の役職氏名】                               | 取締役社長 平木 秀樹             |
| 【本店の所在の場所】                               | 東京都港区芝3丁目3番1号           |
| 【事務連絡者氏名】                                | 投信業務部長 橋詰 廣志            |
| 【電話番号】                                   | 03-6737-0522            |
| 【届出の対象とした募集（売出）内国投資<br>信託受益証券に係るファンドの名称】 | SMT 日米インデックスバランス・オープン   |
| 【届出の対象とした募集（売出）内国投資<br>信託受益証券の金額】        | 10兆円を上限とします。            |
| 【縦覧に供する場所】                               | 該当事項はありません。             |

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成30年 2月 9日に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）について、書面による決議に基づき投資信託契約を解約することにより、該当箇所の記載内容を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

## 2【訂正の内容】

<訂正前> 及び <訂正後> に記載している下線部\_\_\_\_\_は訂正部分を示しています。

## 第一部【証券情報】

## (7) 申込期間

## &lt;訂正前&gt;

平成30年 2月10日から平成30年 8月10日までとします。

継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を関東財務局長に提出することにより更新されます。

## &lt;訂正後&gt;

平成30年 2月10日から平成30年4月24日までとします。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1 ファンドの性格

#### (2) ファンドの沿革

##### < 訂正前 >

平成29年 2月27日 当ファンドの投資信託契約締結、設定、運用開始

##### < 訂正後 >

平成29年 2月27日 当ファンドの投資信託契約締結、設定、運用開始

平成30年 5月10日 当ファンドの信託終了（予定）

### 第2【管理及び運営】

#### 1 申込（販売）手続等

##### < 訂正前 >

（前略）

##### < 申込みの受付 >

お申込みの受付は、原則として午後3時までにお申込みが行われ、お申込みの受付に係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。なお、当該時間を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。

（後略）

##### < 訂正後 >

（前略）

##### < 申込みの受付 >

お申込みの受付は、原則として午後3時までにお申込みが行われ、お申込みの受付に係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。なお、当該時間を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。

（注）当ファンドは平成30年4月25日以降、取得申込みの受付を停止し、平成30年5月10日（予定）に信託を終了します。

（後略）

#### 3 資産管理等の概要

#### (3) 信託期間

< 訂正前 >

無期限とします。（平成29年 2月27日設定）

ただし、下記「(5)その他 <投資信託契約の終了（償還）と手続き>」の事項に該当する場合は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

< 訂正後 >

平成29年 2月27日（設定日）から平成30年5月10日（予定）までとします。

#### （４）計算期間

< 訂正前 >

原則として、毎年5月11日から11月10日まで及び11月11日から翌年5月10日までとします。

ただし、第1計算期間は平成29年2月27日から平成29年5月10日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

< 訂正後 >

原則として、毎年5月11日から11月10日まで及び11月11日から翌年5月10日までとします。

ただし、第1計算期間は平成29年2月27日から平成29年5月10日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、平成30年5月10日（予定）とします。